

【都市整備部】

No.	用語	解説
*1	プロジェクトマネジメント	事業の実施に際して、予算や期限といった制約の中で、その事業を予定通りに完了するための計画立案や実行管理のこと。
*2	減災	災害時において発生し得る被害の最小化に向けた取り組み。「防災」が被害を出さない取り組みであるのに対して、「減災」は特に大規模な災害に対し、あらかじめ被害の発生を想定・開示した上で、その被害を低減させる取り組み。
*3	インフラマネジメント	道路や河川などの都市基盤施設において、将来計画や事業実施、施設の管理などを総合的、継続的かつ体系的に推進すること。
*4	区画整理事業	都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区において、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。既存市街地においては、公共施設の再配置や土地の集約化等を行うことで、良質な都市空間の形成を図るもの。
*5	市街地再開発事業	土地利用の細分化や老朽化した木造建築物の密集など、都市機能の低下がみられる市街地において、建築物及び建築敷地の整備並びに道路・公園等の公共施設を総合的に整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。
*6	公共交通戦略	都市の成長・魅力向上や、府民の暮らしの充実を図るため、公共交通の役割や取組み（「鉄道ネットワークの充実」、「公共交通の利便性向上」、「公共交通の利用促進」）の方向性を明らかにするとともに、府民、事業者、行政が、その方向性を共有し、官民一体による公共交通施策を加速させていくことを目的として、平成26年1月に大阪府都市整備部が策定した計画。
*7	阪神圏高速道路の料金体系の一元化	阪神高速道路など阪神都市圏の高速道路で、バラバラな料金体系を統一することなどで可能となる、利用しやすい高速道路の料金体系。
*8	ミッシングリンク	高速道路等の未整備区間のことで、途中で整備が途切れている区間を指す。
*9	大阪湾諸港の管理一元化	大阪湾諸港(大阪港・堺泉北港・阪南港・神戸港・尼崎西宮芦屋港)の港湾管理者(大阪府・大阪市・兵庫県・神戸市)を統合し、重複機能の集約による物流機能の強化及び利用者にとって利用しやすい港の実現等を図るもの。
*10	箕面森町事業	箕面グリーンロードや新名神高速道路などに近接した交通利便性の高い大阪府北部の箕面市丘陵地において、豊かな自然を享受できる住宅地や企業用地の整備を進めている大阪府の土地区画整理事業。

*11	南海トラフ巨大地震	国（内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」）で想定された南海トラフ地震として起こりうる最大規模の地震のこと。
*12	広域緊急交通路	災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための道路。 （参考 URL）広域緊急交通路一覧表 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/9128/00000000/B5-02%20kinkyukotsuro-table.pdf
*13	自転車条例	平成 28 年 4 月に施行した「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」のこと。自転車保険の加入義務化については平成 28 年 7 月から施行予定。自転車利用者の責務、交通安全教育、高齢者のヘルメット着用や自転車保険の加入義務化等について規定。 http://www.pref.osaka.lg.jp/dorokankyo/osakajitensha/index.html
*14	都市基盤施設長寿命化計画	都市基盤施設（インフラ）の老朽化による修繕・更新に要するコストの増大、また、更新時期が重なることによる事業費の集中などに対し、より一層、戦略的な維持管理・更新等を推進するため、今後 10 年間を見通した「基本方針」と、分野・施設毎の対応方針となる「行動計画」を定めたもので、平成 27 年 3 月に大阪府都市整備部が策定した計画。
*15	維持管理の基礎となるデータベースシステム	都市基盤施設の点検・診断結果や補修履歴等のデータを継続的に蓄積し、一元的に管理しながら、施設の劣化予測や補修対策の検討に活用するためのシステム。
*16	連続立体交差事業	都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差点において、鉄道を高架化または地下化することによって、多数の踏切を除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。
*17	都市整備部地震防災アクションプログラム	阪神・淡路大震災を契機に、大阪府域に大きな影響を及ぼす恐れのある上町断層等の直下地震などに対して、緊急的に取り組むべき対策を取りまとめたアクションプログラムを平成 10 年 3 月に策定。その後、策定から 10 年間の検証を踏まえ、東南海・南海地震の新たな被害想定などへ対応するため、平成 20 年度を初年度とする 10 年計画として、平成 21 年 3 月に見直し。その後、東日本大震災を契機に、地震・津波対策を計画的に推進していくため、南海トラフ巨大地震を想定した防潮堤の液状化対策等の新たな対策と、これまで取り組んでいる橋梁の耐震対策等を含め、平成 27 年度を初年度とする 10 年計画として、平成 27 年 3 月に再度見直したもの。
*18	今後の治水対策の進め方	洪水対策について、「人命を守ることを最優先とする」ことを基本的な理念とし、河川氾濫・浸水の危険性に対する府民の理解を促進するとともに、「逃げる」凌ぐ」「防ぐ」施策にかかる、今後 20～30 年の当面の治水目標

		設定の考え方を定めたもの。平成 22 年 6 月策定。
*19	河川カメラ	洪水時における市町村の水防活動や府民の皆様の避難（「逃げる」）に役立ててもらうことを目的に、各河川に設置したカメラ。流況監視カメラと簡易河川カメラとがある。カメラ画像は、大阪府ホームページで公開中。 http://www.osaka-pref-rivercam.info/
*20	危機管理型ハード対策	洪水時に堤防からの越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策。
*21	地下河川	密集市街地において、河川の拡幅や新たな河川の開削が困難な場合に、道路等の公共施設の地下空間を有効利用して設置する新たな放流施設のこと。
*22	下水道増補幹線	市街化の発展に伴い、既設下水管きよのみでは雨水排除能力が不足しているため、能力を補うために新たに設置する幹線管きよ。
*23	今後の土砂災害対策の進め方	土砂災害対策について、「大阪府内での土砂災害による犠牲者ゼロの継続（人命を守ることを最優先）」を基本的な理念とし、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策にかかる、今後の取り組み方針とその考え方を定めたもの。平成 24 年 8 月策定。
*24	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づいて指定される区域。 土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域です。
*25	助成制度	土砂災害特別警戒区域内の既存家屋（居室を有する建物）の移転や補強に要する費用の一部を助成する制度。助成の費用負担割合は、国（1/2）、府（1/4）、市町村（1/4）。事業主体は市町村。
*26	地域維持管理連携プラットフォーム	地域の特性等が活かせる土木事務所単位で府、市町村、大学等と連携し、維持管理に関する情報及びノウハウの共有や研修等を通じて、技術連携や人材育成等に取り組むことで、それぞれの施設管理者が責任をもって、将来にわたり良好に都市基盤施設を維持管理し府民の安全、安心を確保していくことを目的に設立したもの。
*27	経営戦略	公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。 その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画である。

*28	公園施設設置管理許可制度	都市公園法第 5 条第 2 項の規定により、公園管理者自らが設置・管理することが不適當又は困難な場合や、公園管理者以外の者が設置・管理することが都市公園の機能の増進に資する場合には、公園管理者以外の者であっても公園施設の設置・管理を行うことができる制度。
*29	水みらいセンター	大阪府が管理する下水処理場のこと。 (平成 18 年 4 月に下水道を府民の皆様が親しめるものとするため、処理場という名称を「水みらいセンター」に改めた。)
*30	F I T 事業者	IT (固定価格買取制度) を活用した発電の事業者をいう。
*31	消化ガス	嫌気性消化タンクで下水汚泥中の有機物が微生物により代謝分解され発生するガスのこと。
*32	下水熱	下水を熱源とする熱をいう。
*33	アドプトプログラム	大阪府が管理する道路・河川の一定区間において、地元自治会や団体が自主的に清掃や緑化等のボランティア活動を実施する場合に大阪府と関係市町村が支援し、三者が協力して地域に愛されるきれいな道路・河川環境づくりや地域の環境美化の取組み。